

土壌汚染の自主調査 条件付きで容認

環境省



環境省は、土地所有者などが行った自主的な調査が土壌汚染対策法に基づく調査と同等以上の調査内容、結果である場合、調査命令の猶予が可能であることを示しました。条件としては、以下の点が挙げられています。

- ・ 自主的な調査が土壌汚染対策法に基づく調査と同等以上であると都道府県が認めるものであること
- ・ 結果に基づく措置が土壌汚染対策法に照らして問題ないものであることが確認できること
- ・ 措置が一定期間内に確実に実施されると認められること

この場合、当該者の実施する調査及び措置について、文章で提出させることなどで透明性を確保し、同時に必要に応じて実施した調査・措置について随時報告を求め、または現場での検査を実施することなどで、その進捗状況を確認することを条件としています。

ただし、周辺住民からの苦情や都道府県の要請によって土地所有者が調査を実施した場合は自主的取り組みには該当しないとしています。

資料：2003年10月15日付 環境新聞

環境技術箇所 坂田 旭子

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

